

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会(以下「法人」という)の役員等の報酬等に関する事項を定める。この規程でいう役員等とは理事、監事、顧問、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員を指す。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対しては、別表1の通り報酬を支払う。

- 2 報酬は、当月分を当月28日に銀行振込にて支払う。ただし、28日が金融機関の休業日である場合はその前日に支払う。

(交通費等)

第3条 役員等が理事会、評議員会ならびにその他の会議や法人の業務のために出張したときは、交通費等を支払う。

- 2 前項の交通費等は「社会福祉法人ひまわり会旅費規程」に基づき支払う。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の基準として公表する。

(改正)

第5条 この規程は、評議員会の議決により改正する。

(附則)

この規程は、平成14年3月25日から施行する。

この規程は、平成15年12月1日から改正して施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改正して施行する

この規程は、平成29年6月17日から改正して施行する。

この規程は、平成29年度に開催する理事会・評議員会から適用する。

この規程は、令和元年7月1日から改正して施行する。

この規程は、令和3年11月15日から改正して施行し、第2条第1項については令和3年8月1日に遡及して適用する。(全面改訂)

別表1 (第2条関係)

月額/日額	職名	報酬	備考
月額	理事長	100,000円	理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査、行政監査、各種研修会等 ※月2日以上の業務出席を要す 未達の場合40,000円を減額
月額	常務理事	10,000円	理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査、行政監査、各種研修会等
日額	理事	5,000円	理事会、各種研修会等
日額	監事	5,000円	理事会、行政監査、各種研修会等
		15,000円	監事監査
日額	顧問	5,000円	理事会等
日額	評議員	5,000円	評議員会、各種研修会等
日額	評議員選任・ 解任委員	5,000円	評議員選任・解任委員会
日額	第三者委員	5,000円	苦情解決委員会、各種研修会等